

## 兵庫県からの第18次特区提案に対する見解（案）

平成24年10月17日

生活衛生関係営業等衛生問題検討会

## 1 兵庫県からの第18次特区提案の概要

以下の条件を満たす場合には、農家民宿と同様に旅館業法上の簡易宿所の客室面積の要件（延床面積33㎡以上）を適用しない。

- ・事業者：①丹波焼など伝統的工芸品の製造事業者  
②市と連携し、集落の活性化及び空家活用に取り組むNPO法人等
- ・対象地域：篠山市及び丹波市 宿泊人数：10人未満
- ・活動内容：農業体験、陶芸体験などの田舎暮らし体験の機会提供
- ・対象施設：自宅の一部又は空家を宿泊施設に利用

## 2 本検討会から兵庫県に対する提案

本検討会では、兵庫県からの第18次特区提案については、現行の規制を緩和する現実的必要性が乏しい等の理由から不適切であると判断したものの、本検討会の審議過程において構成員等から兵庫県からの第18次特区提案に対して指摘があった問題点等を踏まえて、以下の①～③の全てを満足する簡易宿所については、延床面積33㎡未満の簡易宿所営業許可を特区として認めてはどうかという提案を行った。

- ① 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動を目的とするNPO法人であって、認定NPO法人（又は仮認定NPO法人）として認定を受けたものが経営する旅館（※）。
- ② 建築基準法の「旅館」としての建築確認を受け、非常用照明装置や防火壁の設置等の防災措置を講ずるなど、諸法令の基準を遵守するもの。
- ③ 旅館業法の旅館として、玄関帳場等で宿泊客の受入れ、訪問者の確認等の防犯、衛生措置を講ずるもの。

※ 事業活動の適正を確保するためには、事業者が実施計画を市に提出し認定する方法では実効性の担保が確保されないことが懸念されることから、NPO法で定められた監督制度を活用することとしたもの。

これに対し、兵庫県からは、同提案については受け入れることができないとの回答が示された。

なお、本検討会の審議の中で、簡易宿所の客室の延床面積に係る兵庫県の解釈が厚生労働省の解釈と異なっていたため、厚生労働省から解釈について説明が行われた。

## 3 本検討会としての結論

本検討会としては、本検討会から行った提案に対する兵庫県からの回答内容も踏まえた上で、検討を行った結果、兵庫県からの第18次特区提案については、次のとおり、認められないとの見解を出すこととする。

- (1) 旅館業を営む以上、宿泊客の安全確保が最優先されるべきであり、とりわけ、昨今のホテル火災の事例を踏まえ、防火対策の更なる徹底が求

められている情勢を踏まえると、宿泊者の安全確保のための規制を緩和することについては、軽々には認められない。

(2) NPO 法人等については、自宅の活用を想定する農家民宿と異なり、空家を借り受けてその活用を図ろうとするもので趣旨が異なり、建築基準法等の諸法令の適用につき、「自宅」として扱うことは困難である。

また、伝統的工芸品の製造事業者についても、安全性や適正な運営の確保の観点から、自宅に宿泊させるからといって関係法令の適用を外してもよいという結論には至らなかった。

以上